

商標審査基準改訂案に対するパブリックコメントの結果を踏まえた対応の方向性と事務局提案

整理番号	資料2の頁	該当箇所	パブリックコメントの概要	対応の方向性	基準改訂に係る事務局提案
七、第4条第1項第8号					
1	9	2. (1)	2. 「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」の 1. 「商標の使用をする商品又は役務の分野」についてが以下のように記述されています。 「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人と関連性を有する商品又は役務等をも勘案して判断する。 この文章全体をみると、『～の判断にあたっては、～判断する。』となっており、他の箇所の表現と平仄が取れていないように見受けられました。よって、文末を『～をも勘案する。』で終わらせるか、あるいは、次の(2)に合わせ、『～商品又は役務等をも勘案することに留意する。』では如何かと存じます。 また、文中の「必ずしも」は打ち消しの言葉を伴うのが通例だと思いますので、「必ずしも～○○のみならず～○○を判断する」という文脈でよいのか確認していただきたく思います。	御指摘を踏まえ、商標審査基準改訂案2. 「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」のうち、(1) 「商標の使用をする商品又は役務の分野」については、「…当該他人と関連性を有する商品又は役務等をも勘案する。」と修正する。 また、「必ずしも」の用法について、ご指摘を踏まえ、これを削除する。	2. 「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」について (1) 「商標の使用をする商品又は役務の分野」について「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人と関連性を有する商品又は役務等をも勘案する。
十九、第4条第4項					
2	2	4. (2)	改定案(4条4項、8条)の2ページの4行目「有無」と同5行目「ない」とは、整合していないのではないかと。	御指摘を踏まえ、商標審査基準改訂案4. (2)について、「混同を生ずるおそれ」の有無は」の記載を、「混同を生ずるおそれがない」に該当するためには」と修正する。	(2) 「混同を生ずるおそれがない」ことが求められる時点・期間 「混同を生ずるおそれがない」に該当するためには、査定時を基準として、査定時現在のみならず、将来にわたっても混同を生ずるおそれがないと判断できることを要する。